行政刷新会議ワーキンググループ

「事業仕分け」　ＷＧ－Ｂ

日　　時：平成 22 年 5 月 24 日（月）12：13～13：03

項目番号：Ｂ－38

項　目　名：日本語教育機関の審査・証明事業

法　人　名：（財）日本語教育振興協会

内閣府　行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：熊谷進行役

評価者：枝野内閣府特命担当大臣（行政刷新）菊田衆議院議員、寺田衆議院議員、
尾立参議院議員、亀井参議院議員、市川評価者、小幡評価者、木下評価者、河野評価者、
伊永評価者、高橋評価者、土居評価者、福嶋評価者、水上評価者、南評価者

説明者：法務省　田内入国管理局長、後藤大臣官房会計課長
坂本入国管理局入国在留課長
文部科学省　下間高等教育局学生・留学生課長
（財）日本語教育振興協会　佐藤理事長

改革推進部局：内閣府公益法人行政担当室　新井参事官

○熊谷進行役　それでは、日本語教育振興協会が行っている日本語教育機関の審査証明事業について、ただいまから仕分けの作業に入らせていただきます。

それでは、御説明を５分程度でお願いいたします。

○説明者（法務省）　法務省入国管理局でございます。日本語教育振興協会につきましては、法務省、文科省、外務省が共同所管しております。

法務省入国管理局では、外国人の入国在留審査という側面で、この日本語教育に関与しているということであります。

昭和 63 年に、いわゆる上海事件というものが起こりました。これは一部の日本語学校による入学許可証の乱発によりまして、入国できなくなる方が約３万 8,000 人、これが入学金の返還や査証の発給を求めて上海の日本総領事館に押しかけるなどして、日中間の社会問題になったというものでございます。

そのため、日本語学校の組織運営が適正に行われているか否かということを厳格にチェックする必要がますます生じたということでございます。しかし、多くの日本語教育機関は、学校教育法上の認可を受けておりません。また、そのため所管する省庁が存在していないということもありまして、我が国における日本語教育機関の質的向上を図るなどを目的として、この日本語教育振興協会が設立されました。

しかし、法務省には、この日本語教育というものについての専門的知見がないという事情もございまして、平成２年３月に、当時の文部省が、文部省告示により日本語教育施設の審査・証明事業を実施するものとして、この日本語教育振興協会を認定いたしまして、その審査・証明を受けた日本語教育機関を法務省が告示をするということをしておりました。

その後２度にわたって、この制度、見直しをしております。平成 13 年４月には、法的根拠を明らかにするということで、文部省告示にかわりまして、法務省令である入管法施行規則におきまして、日本語教育機関の設備・編制についての審査・証明事業を認定する規定を設けました。そこで日本語教育振興協会が認定を受けまして、当該事業を実施するものとして、法務省令でこれを定めたものであります。

更に、平成 16 年と 18 年には、指定等法人に関する閣議決定を踏まえまして、平成 20 年 10 月には、日本語教育振興協会を認定していた法務省令を廃止いたしました。そして、シートにも書いておりますが、入管法施行規則を改正しまして、規則 63 条２項において定められた 10 項目の要件、例えば審査委員の半数以上が日本語教育機関の専門的知識又は識見を有する者であることなどの要件に適合すれば、日本語教育機関の審査・証明を行うことができることといたしました。

したがいまして、この規則の要件に適合する場合には、いずれの法人でありましても、日本語教育機関の審査・証明を行うことができるということになっております。逆に言いますと、日本語教育振興協会以外の法人の証明を告示に当たって参考にできないというものにはなっておりません。そういうことからいたしまして、日本語教育振興協会に独占的な地位を与えているというものでもありませんし、権限を付与しているものでもないと考えております。そのことが法令上も明らかにされたということでございます。

以上でございます。

○熊谷進行役　それでは、改革推進部局としてのお考えをお示しください。

○改革推進部局　ただいまの御説明にもございましたとおり、質の悪いと言いましょうか、そういった日本語教育機関について適切な監視を行うと。このためには、本法人の行っているような審査・証明機関の役割というのは非常に大きいものがあると考えております。

その中で、論点といたしまして、「日本語教育機関の告示に当たって、専門的知見を有する機関による審査・証明を『参考にすることができる』という制度のあり方について、どう考えるか」ということでございます。この法人が行う証明は、告示の内容を大きく左右するものでございますので、その位置付けと責任の所在を明確にすべきではないか。また、適切な審査・証明を行うにはどのような立て付け、体制がよろしいのか、こういった点について御議論いただければよろしいかと思います。

○熊谷進行役　それでは、取りまとめ担当の亀井議員から主な論点をお示しいただきます。

○亀井参議院議員　日本語教育機関の審査が必要な業務であること、これはもう疑う余地がありません。問題点は、それを一体どこが行うべきであるのか、現在の法律の立て付け、法務大臣が告示を行う際に、日本語教育振興協会の審査を参考とすることができる、というその立て付けでいいのかどうか。また、もともと日本語教育機関の乱立や質の低下を防ぐために設立された協会ですけれども、その役割を果たしているのかどうか、審査の実態等について御議論をお願いいたします。

○熊谷進行役　それでは、コンパクトにお願いします。尾立議員。

○尾立参議院議員　まず、この法人の経営スタイルといいますか、ガバナンスのあり方ということで、こちらの事業シートに書いてございます役職員、常勤職員、ＯＢの方々含めて少し説明をしていただきますが、どういう体制でこの認定をされているのか。

○熊谷進行役　法人シートだと 90 ページですね。

○説明者（日本語教育振興協会）　まず役員でございますが、理事が 15 名おります。監事が２人です。15 名のうち、全員が非常勤です。15 人のうちで官庁ＯＢが、理事が５名、監事が２人。報酬をいただいていますのは、そのうちの理事、理事長と専務理事が、非常勤ではありますが、報酬

をいただいています。合計は、２人で 800 万円ということです。

それから職員の体制でございますが、職員は、常勤が４名、非常勤が５名。４名のうち３名が官庁のＯＢ、経験者ということでございます。

○尾立参議院議員　その職員と理事の官庁は、どこの出身の方々なのでしょうか。役員から御説明いただけますか。

○説明者（日本語教育振興協会）　文部省関係が、理事で２人、それから法務省関係が３名でございます。全員、非常勤でございます。

○熊谷進行役　理事長、そういう体制の中で、常勤職員４人というこの組織の中でどういう審査体制を取っているのかというのを教えていただけますか。

○説明者（日本語教育振興協会）　審査は、新規の審査、それから３年間の有効期間がございまして、３年たちますと更新ということで審査が行われるようになっています。それから定員を変更するような場合あるいは重要な校地・校章を変更するような場合、そういった幾つかのケースについて申請が出てくる。それを受けて、審査をやる場合は審査委員会というのを別に置いています。審査委員会は、大学の先生等を中心に、あるいは日本語教育の専門家、それから学識経験者等の中から御協力いただいて、審査委員会というのを設けております。そして、審査委員会は大体現地専門委員と一緒に現地を調査し、現地を調査した結果を審査委員会で議論をして、採決をして、最終的に認定を決める。

この認定の基準でございますが、これは私どもの協会がつくったわけではなくて、63 年のときに文部省の中の協力者会議でつくった基準を日振協の協会の基準として、それに適合するかどうかということで、今、進めております。

○高橋評価者　審査・認定作業が行われているということですが、今までにこの審査とか認定作業で認められなかったケース、却下されたケースというのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○説明者（日本語教育振興協会）　最近では、新規に出てきたものについては、この 10 年間、１件です。いろいろ問題がある場合は、途中で辞退をされるケースもございます。

○尾立参議院議員　ちょっと審査体制のことで追加でお聞きしたいのですけれども、審査委員の名簿というのがあるのですけれども、委員長は、前この振興協会の専務理事でいらっしゃいますし、中にも、平委員としては、皆さんの出身のＯＢの方がいらっしゃる。また専門委員というのも設けられておりますけれども、ここも皆さん方のＯＢの方、いわゆる財団のＯＢの方や、また役所のＯＢの方がたくさんいらっしゃるのですけれとも、結局、これは身内で全部審査をされていると外形的に見えるのですけれども、この立て付けはずうっとこういう形なのですか。

○説明者（日本語教育振興協会）　この点につきましては、この前からいろいろ御指導いただきまして、この前、御提出したときから、その後、関係の省庁のメンバーの方は辞退されるという御連絡がございまして、審査委員の関係では３名の方が辞退されました。専門委員では５名の方が辞退。専門委員で協会の経験者がなっている者については引き続きお願いをしたいと思っております。

○尾立参議院議員　確かに我々は指摘させていただいたのですが、何か問題あったのですか。

○説明者（日本語教育振興協会）　いや、それは各省の方からそういう辞退の御連絡がございまし

た。
○熊谷進行役　大臣、お願いします。
○枝野大臣　この審査料は幾らですか。
○説明者（日本語教育振興協会）　新規の場合は 30 万円です。変更の場合は、実地調査をする場合は 14 万円、そうでない場合は 7 万円ということになっております。
○枝野大臣　それはすべての申請者に対して一緒ですか。
○説明者（日本語教育振興協会）　それは、維持会員という場合と、維持会員に入っていない方もございます。
○枝野大臣　そうですね。これは我が党の竹田議員が調べてきてくれたのですが、審査料は、御協会の維持会員であるかどうかで違う。どれぐらい違うのですか。
○説明者（日本語教育振興協会）　例えば新規の場合は全員維持会員でございませんので、全く同じです。変更の場合は、維持会員の場合とそうでない場合は、倍ということになります。2 倍ですね。
○枝野大臣　ちなみに、維持会員の会費は。
○説明者（日本語教育振興協会）　維持会員の実地調査を伴う第 1 回目は。
○枝野大臣　維持会員の会費ですよ。
○説明者（日本語教育振興協会）　会費は、18 万円プラス、学生定員 1 人当たり 250 円を乗じた額になっております。
○枝野大臣　法務省、こういうこと、おかしくありませんか。法務省、お答えください。
○説明者（法務省）　更新審査における審査料、あるいは審査料一般につきまして、この法人の理事会において決定されているものでございますが、その金額が、公益法人として受け取るものとして妥当であるかどうか。
○枝野大臣　いやいや、維持会員である、自分たちの協会の会員であるかどうかで審査料が違うというのはおかしくありませんかと聞いているのです。
○説明者（法務省）　これは日振協から御説明があろうかと思いますけれども、審査・証明事業が必ずしも審査・証明の審査料だけで賄えないものであるということで、その分。
○枝野大臣　実態論ではなくて、法務省に聞いている。法律論としておかしくありませんか。つまり、逆に言えば、これは公で、非常にあいまいな形式にしているけれども、ここがうんと言わないと外国人留学生を受け入れられないという公的な業務を行っているわけですよ。そのコストは、きちっと公平に、明確に負担をしてもらわなければいけないのであって、この協会の身内だから、別のところで負担してもらっているから、これでコスト賄われて、コストをちゃんと平等にやっているのですという、仮に説明があったとしても、形式論として、法形式論としておかしくありませんかと聞いているのです。
○説明者（法務省）　御説明させていただきます。法務省の告示の関係では、告示をするときに、この審査・証明を参考にするということになっております。その際の審査料は同じ金額だと理解しております。その後の更新につきましては、日振協の方で更新審査をされておって、そこで審査料

の違いがあるようでございますが、ここは日振協が自主的に独自にされておることでございまして、法務省の告示とは無関係のものでございます。
○枝野大臣　では、逆に言えば、この更新を受けなくても、別に法務省は問題ない。構わない。では受けなくていいですね。各日本語学校は、もう更新なんていうのは受けなくていいと。受けないからといって。
○説明者（法務省）　告示とは関係がない。
○枝野大臣　告示と関係ないではなくて、実態的にも、文部科学省からも、法務省からも、何ら不利益を受けませんね。
○説明者（法務省）　不利益を受けることはございません。ただ、日本語教育機関として常に質を維持する、これはいつも必要であろうかと。
○枝野大臣　質を維持するのは、ではどうやってチェックしているのですか。法務省は。
○説明者（法務省）　法務省は、独自の情報があったり、あるいは警察から通報があったり。
○枝野大臣　独自の情報の中に、ここの更新を受けているかどうかということは入れないでくださいね。いいですか。ここの更新を受けているかどうかということを独自の情報の中には入れない、でよろしいですね。
○説明者（法務省）　制度的にはそういうことになっていません。
○枝野大臣　よろしいですね。
○説明者（法務省）　はい。
○枝野大臣　では、みんなやめますね、更新ね。それでいいですね。
○説明者（法務省）　いや、それは、ですから日本語教育の質を維持する、これは。
○枝野大臣　だって維持のために必要だったら、そういう制度をちゃんと組んで、会員になることを義務付けることを、法的にできるかどうか別として、フェアな形で明確な形でやってもらわないと。民間の団体で、なおかつ告示と関係なくて、勝手に独自に更新の手続しているだけなのだから、受けていようが受けていなかろうが、この団体が存在していることは、法務省にとっては更新については全く関係ない、民間が任意でやっているだけだから。そこに入っていようが、更新を受けていなかろうが、そのことと関係なく、法務省でおかしいことをやめろと言うのだったら、法務省が実態調査をしてやると、こういうことでいいですね。
○説明者（法務省）　制度としては関係ございません。
○土居評価者　少し明らかにしたいと思うのですが、そもそもこの法人をおつくりになられる経緯としては、法務省にそういう日本語教育機関に関しての内容について、是か非かという専門的知識がないということがきっかけだったと思っております。ただ、先ほどおっしゃったように、さはさりながら、大臣の御質問に対しては、法務省は法務省で独自にやっているというようなことをおっしゃっているという意味からすると、そもそものこの法人の設立した経緯と、それ以降の、今、御答弁あったこととは矛盾があるように思います。
　それで、もう一つちょっと確認したいのですが、88ページにあるような、法務大臣の告示について、これは1回だけ告示すると。つまり、最初に法人要件を確認して、それで告示するということ

でしょうか。
○説明者（法務省）　そういうことでございます。
○土居評価者　そうすると、こういう立て付けになっていると。つまり、法務大臣としては、一回この日本語教育機関が最初に設立されるところで告示を受けるのだけれども、この日振協との対応で言うと、その日本語教育機関が引き続き日振協から認定を受けるということであるためには、更新をすると、変更があった場合には、それに対してまた変更についてそれを認めてもらえるように更新するということになっている。だけれども、そこは法務省とは関係ない世界でやっているということだと理解してよろしいわけですね。
○説明者（法務省）　制度的にはそういうことでございます。
○枝野大臣　念のため、それをすべての加盟のところに通知してください。更新は、法的には必要ありません、法務省との関係は必要ありませんと。それは少なくともすべての加盟のところに、今、認定を受けているところに通知をしてください。よろしいでしょうか。多分、ここの更新を受けないと認定受け続けられないのだと勘違いしている人たちがたくさんいると思います。受けなくていいのですと、受けなくても不利益ありませんと、ここの会員にならなくともいいのですと通知してください。
○説明者（法務省）　御説明させていただきます。法務省といたしましては、最初の告示の際にそれをするかどうかというところで、この審査・証明を参考にするということで、告示します。その後は、それについて、変更、更新、審査とか、そういうことは要求しておりません。ただ、独自に不法就労を懲懲しているとか、書類に偽造が、改ざんがあるとか、そういうことが判明いたしましたら、それはそれで告示を取り消す、削除するということはございます。ですから、その事情によっては。
○枝野大臣　いいですか。逆に言うと、途中で教育内容の質が下がってもいいのですか。それは法務省がチェックしているのでしょう、今は。
○説明者（法務省）　それは一般的にはそのように思っています。ただ、制度としまして。
○枝野大臣　いや、だから、今、制度は変えることも前提になっていますから、制度自体も、我々の前提は現行法が前提になっていませんから、法律を変えることも我々の提起の中に入りますから。
○説明者（法務省）　我々は、入管といたしましては、教育の質を維持、高めると。これは必要だと思います。
○枝野大臣　だから、今、維持するためには、この協会を使わなくても、法務省は独自に教育の質についてチェックできるのでしょう。
○説明者（法務省）　それは使っているというわけではなくて、自主的にされていると。
○枝野大臣　だから、法務省としては使っていないでしょう。法務省はこの協会の更新手続とは全く関係なしに、教育の質が下がったら、ここは認めませんということのチェックをしているのでしょう。では、何で最初だけできない。最初もできるではないですか。その能力あるのだったら。
○説明者（法務省）　それは、告示のときには、やはり設備・編制がしっかりしたものである、それが必要であると。

○枝野大臣　設備・編制がおかしなことになったことをちゃんとフォローして、おかしくなったら取り消すのでしょう。そのチェックはできるのでしょう。しかも、年間に100件も200件もあるならともかく、年間に10件、20件でしょう。それを法務省が直接チェックすれば、こんな複雑な手続は要らないではないですか。
○説明者（法務省）　いや、それを日振協を使ってやっているわけではございませんということを申し上げております。
○枝野大臣　だから、少なくともスタートの最初の立ち上げのところは、日振協に事実上、何か証明をしてもらわないと取れないのでしょう。ここの証明取らずに出したのはありますか。
○説明者（法務省）　それはございません。
○枝野大臣　ないでしょう。
○説明者（法務省）　はい。それは告示のときにはそういうことを要件としている。
○枝野大臣　だから、今の制度はそうだけれども、実態問題として、その後、質が下がろうが設備が悪くなろうが、そのことは全部法務省がチェックしていると言うのだったら、何で立ち上げのときだって自分で直接チェックできないのですかと聞いているのです。実態面として聞いているのです。
○説明者（法務省）　それは先ほど申し上げましたように、日本語教育に関する専門的知見、これは必ずしも法務省だけでは持っていないと。
○枝野大臣　だって、質が下がったことについてはチェックできるとおっしゃっているから聞いているのです。その後、質が下がっているかどうかチェックして、質が下がっていたら法務省がチェックするのでしょう。その能力はあるのでしょう。途中で質が下がったことをチェックできるのに、立ち上げのところに、質が確保されているかとか、チェックできないというのは全く論理矛盾ですよ。
○説明者（法務省）　それは入管のサイドとしては、公正な在留管理という面で、この日本語学校が不適切なものであった、例えば不法就労がたくさん生じる、あるいは不法滞在がたくさん生じる、そういう学校であれば、主にそういうところから。
○枝野大臣　では、質は問わないのですか。途中からは。
○説明者（法務省）　ですから、一般的には、それは、質は。
○枝野大臣　言っていることが論理矛盾されているの、わかっていますか。入国管理局に、日本語教育の質をチェックする立場ではないから、その力がないということをよくわかっていますよ。わかっていますが、だけど、途中で質が下がったら、自分たち、直接チェックするとおっしゃるから。
○説明者（法務省）　ですから、正確に言えば、入管がやるのは公正な在留管理の面が中心になります。ただ、最初の告示の時点では、教育の中身、カリキュラムというか、そういうものにまで立ち入って審査していただいて、それで告示をする。その後、それについて規制といいますか、更なる審査は要求していないというだけのことなのです。それ以後の維持は、日振協や各日本語学校が独自にやられているということなのです。そこを規制していないということなのです。
○枝野大臣　規制していないということは、逆に言えば、途中で日本語教育の質が落ちてもやむを

得ないという制度になっているのですねと聞いているのです。
○説明者（法務省）　いや、やむを得ないとは思っていませんが、そこまではやっていない。
○枝野大臣　制度としてはそこはチェックできないと、少なくとも入国管理局はその部分のチェックする能力ないのはよく知っていますよ。でも、入国管理局は、勿論、不法滞在とかについてはチェックをされるのでしょう。でも、そこはチェックできるけれども、一旦認めてしまったら、日本語教育の質についてはチェックするという仕組みにはなっていないと、公的には。これでいいですね。
○説明者（法務省）　制度的にはそうです。ただ、そういう質が悪いがために、ちゃんと成果を上げられない、就職もできない、あるいは大学にも行けない、そういう人が出てくれば、当然、不法残留、不法就労、そういうことが出てくるので、そういうところでは入管の方にはそういう情報が入ってきますし、そこはチェックできるということです。
○亀井参議院議員　今の大臣からの質問でかなりもう論理矛盾が見られたなと思うのですけれども、そもそもやはり、質の低下をチェックできるのであれば、初めの質のレベルをわかっていなければいけないので、初めのところの審査もできないとおかしいわけですけれども、新規の申請をこの日振協に任せてというか、日振協に申請するときに、30 万円ですね。先ほど申請料の話がありましたけれども、更新料、１回目が 14 万で、２回目が７万円。これはやはり一般的な感覚で高過ぎると思います。
　そして、これは民主党調査チームの報告ですけれども、平成 19 年度に内部留保水準が 133.4％まで上昇して、会計検査院から改善すべきとの指摘をこの日振協が受けたと。そして、平成 20 年度に急遽４つの基金を設立し、作為的に内部留保水準 30％を下回るような形になっていると。そういう報告もあるのですけれども、この実態を法務省は把握されているのか、また日振協さんに御説明をお願いいたします。
○説明者（法務省）　その事実自体は法務省は把握しております。
○説明者（日本語教育振興協会）　私の方から、先ほどの大臣が御指摘いただいたことに一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。
　維持会員とそうでない場合は、我々、民間団体でございますので、費用がかかっているわけです。そういう意味で区別をして、審査の関係についても、全体としては、審査料のほかに、職員の人件費、あるいは事務所の経費等で相当な経費がかかっていますので、審査料全体としては、維持会費でいただいた中から審査料に補てんをしてやっています。
○枝野大臣　もう更新はいいです。更新は受けなくていいことになったので、通達してください。これは通知を。法務省が責任を持って、更新は要らないと通知してください。これはお願いします。ここで、更新は要らないのですと。この日振協での更新手続は要らないのですと通知をしてください。誤解をしていますから、必要だと。この更新がないと日本語学校として外国人受け入れられないと、日本語学校は誤解していますから。要らないのだと通知してください。いいですね。
○説明者（法務省）　もともとこちらの方でそれを要求しているわけではございませんので。
○枝野大臣　誤解していますから、通知してください。

○説明者（法務省）　その周知の仕方というのを相談させていただきます。
○枝野大臣　周知はしてください。
○説明者（日本語教育振興協会）　私どもとしては、外国人に対する日本語教育、相手は外国にいるのですね。そして、外国から日本に留学に来る、その人たちの１年ないし２年、日本語教育を受けて、大学に７割の人が進学している。そういうことを考えますと、外国から来る人が安全で安心して勉強できる環境を我が国として責任持って考えていく必要があります。ですから、それを国全体として、チェックが本当になくていいのかどうか。私は、そこの点は、今までの経験から言って、どこかである程度のそういうものが必要だと。
○枝野大臣　必要だとしたら法務省がちゃんとやるべきであって、一民間法人に、しかも競争性があってどこでも入れますよというような、こういういい加減な、皆さんが悪いのではないです、この問題は明らかに法務省との問題です。皆さんは民間の任意の団体で、民間同士でお金出し合ってやっていることと、それから国から言われて、最初の 30 万取って審査していること、30 万が高いかどうかは別としても、それは皆さんのせいではないので、そこから先の話は、法務省が、チェックしなくていいという制度をつくっているのですから、それは皆さんのせいではない。皆さんが独自に自分たちの財源で、公益法人としてやってください。それは結構です。
○説明者（日本語教育振興協会）　その点で、先ほど申し上げたとおり、私どものこの 20 年の経験から言いますと、ノーチェックでいいということは、これはもう外国政府関係者。
○熊谷進行役　今、ノーチェックでいいなんていう話はしていませんから、理事長、その話は結構です。ノーチェックだと法務省がおっしゃったのは、その後、３年後の更新以降については、法務省がやっているから、日振協のこの審査を参考にすることはないということをおっしゃられたので、その前提で話を進めていますので、理事長、そこは切り分けてください。
○説明者（日本語教育振興協会）　はい。その点は、国に全体でどうあるべきかですね、お考えをいただきたいと思っております。
○南評価者　もう議論は尽きていると思いますが、数だけ見ると、認定校 426、そのうちの維持会員 405、これを実質的に更新を審査するというのはまずできないだろう。それで、審査の職員の体制も、わずか４名でしたっけ。それから非常勤が５人いるというのですが、それも週２日程度の協力ということですから、審査体制としては全くなっていない。しかも、仮に新規入会のときの審査がもしあるとしても、これは法務省としては参考にしかしない。でしたら、法務省として入国管理の業務で、日本語教育機関の能力その他は非常に重要なことですから、これは入管のところが実質的に自分たちで調べられればいい。そうでなければ、きちんとした資格認定の作業委託、資格認定権は法務省にあると思います。作業委託をきちんと競争的環境のもとにやるべきであって、こういうわけのわからない団体を設立して、しかも、何の権限もない更新料まで何となく要求する。これは全くおかしな話だと。これはあとは大臣の話に尽きると思いますが、法務省としてはそういった枠組みを変えなければいけないのではないですか。こういったことを参考になんて、こんな法令上の何の根拠もない用語をこの規則に定めるということ自体、矛盾はないのですか。法を守る番人の法務省としても。

○説明者（法務省）　法務省といたしまして、公益法人のあり方として、権限を与えない、権限を与えているのではないかというようなことを思われないように、こういった、参考にするということもありますし。
○南評価者　参考にということがもうあいまいだと私は申し上げたのであって、あいまいにしなくてはっきりさせるなら、何らかの法的な言葉を使うべきではないですか。
○説明者（法務省）　新たな審査のやり方、機関といいますか、体制といいますか、そういう点について法務省の考えを申し上げさせていただければ、１つはやはり、国でそういう組織をつくるというものについては、新たな、財政上、あるいは予算上、あるいは人員上の負担が生じるであろうということ。それから、この制度、日本語教育に関係している民間の方々の中で、民間でやっていただけるのであれば、それは行政の簡素化、合理化に資するのではないかという気がしております。それから。
○枝野大臣　申し訳ないけれども、形式的には民間なのですが、常勤職員４名中３名が役所ＯＢなので、実質的には民間とは言いません。我々の間では。民間ではないのです、ここは。形式はともかく、実態は役所のＯＢによる組織なのです。常勤職員４名しかいない中の３名がＯＢなのですから。
○説明者（法務省）　それは、日振協の方で、公益法人のあり方として、役員のあり方、これは考えられると思います。
　それと、最後にもう一つ言わせていただきたいのですが、法務省、言ってまいりましたが、日本語教育の質向上、あるいは日本語の普及、こういったものについては、法務省としてはやはり知見がないし、本来法務省のやるところでは必ずしもないのではないかなという気がしております。そういうところで、新たな組織をつくって、またそれを審査するということになれば、やはり重複するところが出てくるのではないかとも思います。
○南評価者　最後に言いますが、先ほど、入管局、あるいは法務省として、日本語の専門的知見がないのでこの団体にお願いしているとおっしゃいました。しかも、もう一つ、今の御説明の中でおっしゃったのは、我々はそうした日本語の専門的なことを評価するような予算的な措置ができないとおっしゃいました。この２つを合わせると、結局、年間約 9,000 万ものお金を立場の弱い民間の教育機関に負担をさせて、しかも、それを合理化するような形で、法令上は何の根拠もない参考にするというようなことをやって、しかも告示という、今度は法律的な縛りをやると。これはおかしいと思いませんか。
○説明者（法務省）　参考にという点、また御指摘がございましたので、それはやはり専門的知見を有する機関の審査・証明だということで、それはそういうものとして尊重して、勿論、告示の中で考慮するということでありまして。
○枝野大臣　逆に、ここの証明を持たずに申請が上がってきたらどうするのですか。ここの証明を取らずに、直接法務省に申請してきたらどうするのですか。受けなければならないですよね。審査しなければいけないですよね。法律上。参考なのだから。審査する体制あるのでしょうね。そうやって申請があったら。

○説明者（法務省）　告示を受けていない場合には、申請に対しては、上陸基準に適合しないということで不交付ということになります。
○枝野大臣　だから、参考にするとか言いながら、ここのを取っていないとはねるということにしているのですね。
○説明者（法務省）　そうですね。
○枝野大臣　それは、適正手続として法務省としてやっているとはすごいですよ。信じられないですよ。
○熊谷進行役　それは普通、参考ではなくて、依存しているのですね。
　そろそろ、シートの御記入は進んでいると思いますので、御提出もお願いいたします。
○菊田衆議院議員　併せて奨学金についてもお伺いしますけれども、普通、大学や専門学校などが奨学金の申請を行うという場合は、独法の日本学生支援機構とか、あるいは大学などの学校が直接やりとりをしているはずですけれども、しかし、日本語学校の学生に対する奨学金というのは、こちらの日振協が取りまとめて、そして日本学生支援機構へ申請する仕組みになっていると伺っていますが、これはおかしいのではないか、文科省としての見解はどうなのか。この日振協を通す必要があるのかどうかということ。そして、日本語学校側からすると、こういうことがつまり、日振協の維持会員にならないと学生さんたちが奨学金を受け取れないのではないかと認識しているわけでありますが、これについての御見解、お願いします。
○説明者（文部科学省）　文部科学省でございます。
　今お話がございました独立行政法人日本学生支援機構が行っております私費留学生の学習奨励費の日本語教育機関の枠の設定の方法につきましては、御指摘ございましたとおり、従前は日本語教育機関の進学者数、実績をもとに計算する過程で、その進学者数のデータを日本語教育振興協会を通じて把握して、また、その推薦につきましても、日本語教育振興協会を通じて日本語教育機関に依頼をし、募集をしているということでございます。
　今、御指摘のございました、直接に大学や専門学校に行うのと同様に、日本学生支援機構が直接に日本語教育機関に対して募集を行うことができないのかということにつきましては、実際にはこうした日本語学校における進学者数の把握という点さえクリアーができれば、直接に日本語教育機関の側から募集をし、実施をするということについても十分可能であると考えております。
○尾立参議院議員　ちょっと確認しますと、文科省としては、直接奨学金の申請を学生支援機構にやっていただいて結構だという見解だということでいいのですね。
○説明者（文部科学省）　いろいろと検討することがあると申し上げているだけで、直接に行うことが可能だと考えております。
○菊田衆議院議員　それについても、やはりそれぞれの日本語学校にしっかりと通知をする、誤解がないように通知をする必要があると思いますが。
○説明者（文部科学省）　本日の御指摘を踏まえまして、どういった形で日本語教育機関に対してその募集を行うかということについては検討したいと思っております。
○福嶋評価者　ごく基本的なことをお聞きしたいのですが、どうも最初から疑問なのですが、法務

省に知見がないからということで、知見がないのに、その後大丈夫かなとすごい不安になったのですが、でも、知見がないから財団にお願いしているということですね。でも、財団は、審査委員会をつくって、実際にはそこでやられている、審査をされているということなので、だったら、法務省が審査委員会をつくればそれで済んでしまうのではないかと思うのと、あるいは文科省に意見を聞いて、文科省の力を借りて告示するということを普通に考えられると思うのですが、何でわざわざ財団をつくって、それはやはりもう一つ財団を新たにつくりたかったからかなあと思わざるを得ないのですが、今、言ったようなことは最初検討されなかったのでしょうか。

○説明者（法務省）　先ほどちょっと申し上げたところの繰り返しになるかと思いますが、やはりその制度に関与される民間の方々で、そういう審査・証明ということも含めてできるのであれば、民間にできるところは民間に任せようということと、それを新たな法務省の組織としてつくれば、それはそれで、別途組織、人、予算が要る。それが、法務省は本来日本語教育というところには知見がないといいますか、それを本来所掌しているわけでもございませんので、そこで、法務省でつくればまた重複することがあるのではないかと。行政の効率性ということに反するのではないかと。

○福嶋評価者　文科省とも協議はされたのですか。答えてください。文科省の力を借りてということは検討されたのかどうか。

○説明者（法務省）　文科省との関係では、既に最初のところで御説明させていただきましたが、当初、平成２年からは文科省が認定されていた。しかし、法令、経緯がありまして、法務大臣が認定することになった。更に、認定制度は好ましくないということで今の制度になったということでございます。

○福嶋評価者　知見を借りることは考えなかったのかと。

○説明者（法務省）　一般的には、それはいろんなことを考えていますけれども、今、具体的にそういうことを話したということではございません。

○水上評価者　法務省としては、この財団の調査の結果を参考にしているということですけれども、ＯＫだと言われてきた日本語学校なのだけれども、実際には余り日本語の教育レベルがよくなかったと、あるいは不法就労をあっせんしていたというところがあったとしたら、法務省としては、この財団に損害賠償請求をするとか、そのような責任追及の手段は持っておられるのですか。

○熊谷進行役　まず、その前にそういう事例があったかどうかを答えてもらってからの方がいいですね。

○説明者（法務省）　そういう事例はなかったと承知しております。日振協の調査・審査・証明自体は、告示の時点で、告示に当たってなされるわけでございますので、そのときは当然、適正な審査・証明をされているもの、されたものということであれば、それを参考にして日本語学校を告示するということをしています。その後、何か不法事犯が発生したということであれば、日振協の審査・証明と必ずしも直接結びつくものではない場合もあると思いますし、そういう場合に今まで告示から削除したということはございます。

○水上評価者　そもそも、私が言いたいのは、参考にしているレベルなのでちょっと意地悪な質問をしたのですが、損害賠償請求できるわけではないのです、本来。委任契約でも何でもないですか

ら。だからこそ参考にしているという立て付けがそもそもおかしいのではないかということをまず１つには言っているのですね。

次に、独立した財団なわけですから、この財団の審査の仕方等々については、基本的にはこの財団が決めているのであって、法務省がどういう審査をするとかどうのこうのということを、口をすごく細かく出しているというわけではないということをおっしゃっていましたよね。

○説明者（法務省）　正確に申し上げますと、この日振協というものは、規則 63 条２項の１から 10 までの要件に合致するものだということを我々は確認するということで、その中には、公平かつ適正な審査・証明を行うことができる手続及び審査の基準を定めているということ、これも第 10 項として入っております。そういうものであるということをこちらは確認しつつ告示をするということです。

○水上評価者　つまり、国が本来しなければいけない審査というものについて、どうしてもそこがリソースがないからどこかに出すというのであれば、それは責任関係が明確になるような形で、それを一財団法人にやらせるかどうかというところはかなり疑問がありますけれども、独法でやるのか、どこか国自身がやるのか、責任関係が明確になる形でやればいいし、少なくとも参考という形で事実上はそれに従うというやり方だと、責任関係が明確にならないという点でも、そもそもこういう日本語学校等々の認可・認定・維持は非常に大事だという趣旨を十分に全うできない法の立て付けになっているのではないかと思いますが、いかがですか。

○説明者（法務省）　先ほど申し上げました 63 条２項に、その審査・証明事業を行う公益法人の要件が書かれております。その中には、公平・適正な審査・証明を行う、先ほどの繰り返しになりますので言いませんけれども、そういう審査基準を設けているということも、これは要件として求められているわけでありますから、そういったところが有識者、知見のある方、その審査委員会をつくって審査されている。それをされた結果を法務省に報告される。勿論、その報告の中身も見ますし、それぞれの審査委員の意見も見ます。更に、職員の中に不正行為をした者がいないかというようなことも見た上で告示をするということになります。だから、それなりに知見のある日振協がされたことを尊重は勿論いたします。それなりに、そういうものとして尊重はしています。

○熊谷進行役　それでは、評価。

○説明者（日本語教育振興協会）　一言。

○熊谷進行役　理事長、では一言だけ。

○説明者（日本語教育振興協会）　先ほど来いろいろ御意見いただいておりますが、一言申し上げたいと思います。

上海事件が起きて大騒動になったのですね。国内だけでなくて、中国政府も。国会でも議論がなされて、決算委員会でも決議がなされて、こういったことが再び起こらないように。また、それで、文部科学省と法務省が相談して、この学校の審査をどうするかということで、両省ではなかなか難しいから、民間団体に協力を仰いで、そこでやってもらおうということで、日振協の日本語学校の関係者は非常に熱心にそれに参加をして、この団体をつくって、今やっているのですね。

○枝野大臣　それはわかっています。参考というのは、違法行為、違法状態なのだからと言ってい

るので。政府がいいかどうかではなくて、今の違法状態を解消しなければいけないということです。
○説明者（日本語教育振興協会）　だから、日振協が勝手にやっているわけではなくて。
○枝野大臣　それはわかっています。
○説明者（日本語教育振興協会）　それからもう一つ、先ほどもちょっと触れましたが、国も地方公共団体も、これだけ組織的な外国から来る教育、あるいは日本の各地で、今、大きな問題になっている日本語教育を担当している施設について、どこも所管がないという点ですね。実際にこの前の新型インフルエンザの場合も、通知は全く来ないです。県に相談しても相手にされないと。災害が起きたときどうするのだとか、そういうことも全体的にお考えいただきたいと思います。
○熊谷進行役　それでは、結論がまとまりましたので、亀井議員からいただきます。
○亀井参議院議員　結論ですが、票決結果は、廃止が 10 名、見直しが４名です。この意味ですけれども、日本語学校の審査業務は必要です。この必要性については委員が皆認識をしておりますけれども、問題点は、その制度が不明確であるということです。そもそも常勤職員が４名しかいない。その中の３人が官庁ＯＢというような民間の組織に、その審査結果は参考にするという法律の立て付けでこの日振協を通さなければいけないのか、また、その審査料、更新料の問題もございます。ですので、ここは一旦、法的な、より明確な制度に改めるべきとの趣旨で、事業の廃止を結論とさせていただきます。
○熊谷進行役　それでは、法的な趣旨を明確にするということで、事業の廃止という結論で終わらせていただきます。ありがとうございました。